別表国土交通省の部内部部局の項中「、港湾局技術企画課」及び「地域道路調整室長」を削り、「事業監理官」を「技術企画調整官」に改め、同部地方整備局の項中「課長　適正業務指導官」を「課長　適正業務指導官　水災害予報センター長」に改め、同部北海道開発局の項中「人事企画官」を「人事企画官　会計指導官」に改め、「開発専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を削り、「厚生対策専門官」を「上席職員専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　職員専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、同部開発建設部の項中「人事厚生調整官」を削る。

別表気象庁の部内部部局の項中「人事企画官」を「人事企画官　気象防災情報調整官長」に改め、同部気象研究所の項中「部長　課長　企画室長」を「研究総務官　研究調整官　部長　企画室長　課長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「課長補佐（総括）」を「放射線環境対策室長　放射線規制室長　保障措置室長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」に改める。

別表備考第一項中「平成二十四年十一月三十日」を「平成二十五年五月三十一日」に改め、「（林野庁の部にあっては、平成二十五年四月一日において設置されている官職）」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百九十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十九日

総務大臣　新藤　義孝

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
社会民主党	支部の数	二四三	二四三	平成二十五年四月十日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四二		
みどりの風	支部の数	七	六	平成二十五年四月十一日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七	六	
自由民主党	支部の数	七二六〇	七二五五	平成二十五年四月十二日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二六〇	七二五五	
民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	川崎　稔	平成二十五年四月十七日
			平野　達男	
社会民主党	支部の数	二四一	二四二	平成二十五年四月三十日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四一	二四二	
生活の党	支部の数	五〇	四六	平成二十五年五月七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五〇	四六	
みどりの風	支部の数	八	七	平成二十五年五月九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八	七	
国民新党	支部の数	五六	五七	平成二十五年五月十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五六	五七	
民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	室井　邦彦	平成二十五年五月十五日
公明党	支部の数	四三七	四三八	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四三七	四三八	
みどりの風	支部の数	九	八	平成二十五年五月十六日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	九	八	
自由民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	江島　潔	平成二十五年五月二十三日
		住所	山口県下関市椋野町一―一八―四三	
		選出区分	参議院議員　山口県	
		選挙期日	平成二十五年四月二十八日	
		同議員は、前回又は前々回の参議院議員通常選挙において選出された者ではない。		
民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	尾辻かな子	
		住所	大阪府大阪市淀川区十三東五―二―二五	
		選出区分	参議院議員　比例代表	